

介護保険関係サービス事業所 御中

総社市保健福祉部長寿介護課

平成30年7月豪雨による避難生活により区分支給限度基準額を
超過した場合の取扱いについて

このことについて、厚生労働省から事務連絡等が発出されたところですが、避難生活のため、(介護予防)短期入所生活介護や(介護予防)短期入所療養介護等を利用し、区分支給限度基準額を超過した場合の考え方について、下記のとおり整理しますので、御確認のうえ、請求等を行っていただきますようお願いいたします。

なお、下記に示すものは、現時点での総社市の考え方を示すものであり、国、岡山県等からの通知により、変更となる場合があることを申し添えます。

記

1 救助及び保険給付等に関する考え方

区分支給限度額を超過した場合、指定居宅サービス事業所等を福祉避難所として指定し、区分支給限度額を超過した日以後は、福祉避難所として救助を行ったこととして取扱い、超過分全額(10割)を市が費用負担します。ただし、施設所在地市町村の福祉避難所の指定を受けている場合に限り。

- ・短期入所生活介護利用分は介護報酬を請求(利用者負担免除者は10割を請求)
※食事、居住費については、自己負担分の支払いを受ける必要があります。
- ・福祉避難所分は市へ請求(利用者の自己負担はありません。)

◎救助及び保険給付のイメージ

7月	ショートステイ利用	限度額超過	8月	ショートステイ利用	限度額超過
	介護給付(9割)	福祉避難所 (10割)		介護給付(9割)	福祉避難所 (10割)
自己負担(1割)	自己負担(1割)				
6日		24日		24日	

※区分支給限度基準額は超えないが、ショートステイ連続利用30日を超過した場合、31日目は「福祉避難所」扱いとできます。

※上記の取り扱いは、平成30年7月豪雨において、緊急避難等のため短期入所生活介護や短期入所療養介護等を利用した場合に適用されることに御注意ください。

2 福祉避難所対象者にかかる経費の考え方

福祉避難所にかかる市への請求については追ってお知らせします。

3 福祉避難所対象者の把握について

上記1の取り扱いにより、福祉避難所の対象となる利用者がある場合、長寿介護課介護保険係まで報告をお願いします。

総社市 保健福祉部

長寿介護課 介護保険係

719-1192 総社市中央1-1-1

TEL 0866-92-8369 FAX 0866-92-8385

E-mail choju@city.soja.okayama.jp